

蓮田市行政改革推進委員会条例

平成 7 年 3 月 20 日 条例第 3 号

(設置)

第 1 条 市の行政改革の推進を図るため、蓮田市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関して必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 7 年 6 月 30 日 条例第 14 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月3日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。